

浦安市子ども・子育て会議

委員 15名

所掌事務 浦安市子ども・子育て会議運営要綱第2条に関すること

浦安市子ども・子育て会議ワーキングチーム
(庁内検討組織)

就学前保育・教育あり方検討会

放課後児童の支援のあり方検討会



浦安市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦安市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第5号）第8条の規定により、浦安市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、以下の事項について行うものとする。

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する建議
- (2) 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）の利用定員の設定に関する建議
- (3) 法第61条に定める子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関する建議
- (4) 法第61条に定める子ども・子育て支援事業計画の評価及び施策の実施状況の調査審議
- (5) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づく浦安市子育て支援総合計画（後期）の評価及び施策の実施状況の調査審議

(ワーキンググループ)

第3条 会議の円滑な運営を目的に、会議に子ども・子育て会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

2 ワーキンググループは、子ども・子育て支援事業計画の内容に即した別表の職にある者で構成する。

3 ワーキンググループは、こども部こども家庭課長が必要に応じて招集する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第3条第2項）

1	こども部こども家庭課 課長補佐
2	こども部こども家庭課子育て係 主任主事
3	こども部こども家庭課子育て係 主事
4	こども部保育幼稚園課 課長補佐
5	こども部保育幼稚園課保育係 主任主事
6	こども部保育幼稚園課 幼稚園係長
7	こども部保育幼稚園課幼稚園係 主任主事
8	こども部青少年課 課長補佐
9	こども部青少年課 児童育成係長
10	こども部こども家庭支援センター 主任主事
11	健康福祉部健康増進課 保健指導係長
12	健康福祉部こども発達センター 主任作業療法士
13	教育総務部教育政策課 課長補佐
14	生涯学習部生涯学習課 生涯学習係長